

議案第 36 号

里庄町障害者医療費給付条例の一部改正について

里庄町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 5 月 29 日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

障害者医療費給付における受給資格の判定に、令和 8 年 8 月 1 日施行の老齢福祉年金制度の改正内容を反映させるため、令和 8 年 7 月 1 日から適用する必要があるため。これが、この議案を提出する理由である。

里庄町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

里庄町障害者医療費給付条例（昭和48年里庄町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和8年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号に掲げる老齢福祉年金の支給停止に関する規定については、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第355号）附則第7条中「令和8年8月以後」とあるのは「令和8年7月以後」と、「同年7月以前」とあるのは「同年6月以前」と読み替えたものとして適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。